○都立公園の公募設置等計画の認定(二件)………

…………………(建設局公園緑地部公園課)

○東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における

示

(海区漁調)

漁業の制限......

○東京海区におけるはご釣り漁業の制限………………

路の指定…………(建設局道路管理部監察指導課○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道

○建築基準法による道路の指定…………………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課

の規定による

告

示

1

という。

)第四十二条第一

項第四号の規定により、

次のと

●東京都告示第七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」

日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊

発 行

おり道路を指定した。

東京都

東京都多摩建築指導事務所に備え置

なお、

いて縦覧に供する。 令和四年一月二十六日 関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

路の種類 指定に係る道

目

次

指定年月日

指定に係る道 路の位置

路の延長及び指定に係る道 幅員(単位メ |トル)

第一項第四号 法第四十二条 月七日 年一

町大字武蔵三 西多摩郡瑞穂 

三百七十五番 百七十四番三、

三から同番五

まで、三百七

五〇

番五及び三百 十六番四、同

八十番一の各

# ●東京都告示第七十一号

六

Ŧī.

第三十九号)第三条第一項の規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝を整 (平成七年法律

令和四年一月二十六日

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○開発行為に関する工事完了…………………

公

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

六

備すべき道路を次のように指定する。

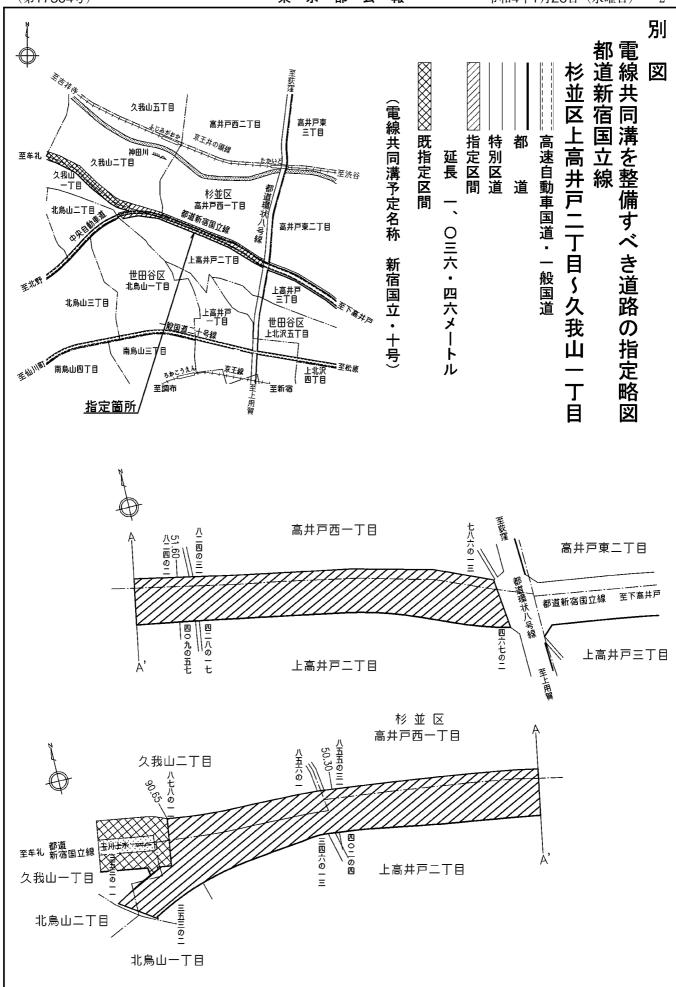
東京都知事 池 百 合 子

指定する区間 杉並区上高井戸二丁目四百六十七番二 都道新宿国立線

地先から同区久我山一丁目三百五十三 番十一地先まで

指定の概要 別図表示のとおり

 $\triangleright$ 



3

制度)における公募設置等計画については、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号)第五条の五の規定に基づ 東京都立明治公園の整備・管理運営事業(公募設置管理 次のとおり認定したので告示する。

東京都知事 小 池 百合子 令和四年一月二十六日

Tokyo Legacy Parksグループ 令和四年 一月二十五日

認定計画提出者

公園施設の場所 図のとおり) 東京都立明治公園内指定場所 から二十年間公募対象公園施設の工事着手の日

四

認定の有効期間 認定した日

公募対象公園施設指定場所

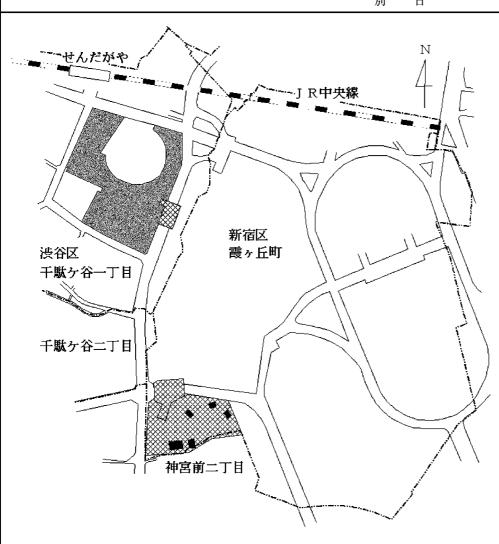
東京都立明治公園整備・管理運営事業(公募設置管理制度)

新宿区霞ヶ丘町地内、渋谷区神宮前二丁目地内

事業対象区域

公募対象公園施設指定場所

既開園地



別図

(第17504号)

き、

次のとおり認定したので告示する。

別図

# ●東京都告示第七十三号

理制度)における公募設置等計画については、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号)第五条の五の規定に基づ 東京都立代々木公園の整備・管理運営事業(公募設置管

令和四年一月二十六日

東京都知事 代々木公園STAGESグループ 小 池 百合子

公募対象公園施設の工事着手の日 令和四年一月二十五日 から二十年間

公園施設の場所指定した公募対象 東京都立代々木公園內指定場所 (別図のとおり)

四

 $\equiv$ 

認定の有効期間

認定した日

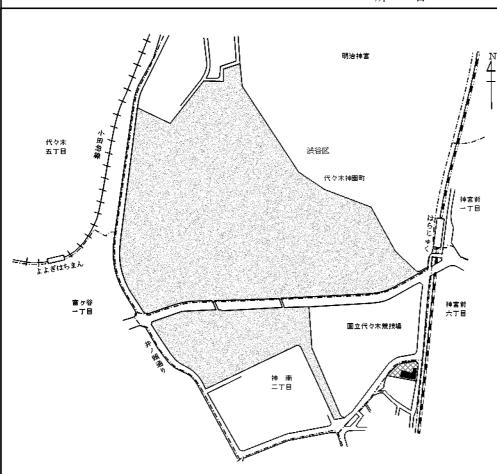
認定計画提出者

公募対象公園施設指定場所 事業対象地 渋谷区神南一丁目地内

東京都立代々木公園整備・管理運営事業(公募設置管理制度)

既開園地

公募対象公園施設指定場所



### 告

#### 示 海 区漁 調

## ●東京漁調指示第一

浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。 第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した 漁業法 令和四年一月二十六日 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条

# 東京海区漁業調整委員会

会長 元 貴

文

(定義)

この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八

丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。 十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置 北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法 (昭和二

世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三

十八分三・○六秒の位置)に設置した第一浮魚礁

百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した 設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー 東経

九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置 北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十

(四) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置 北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三

十九度三十六分二十二・○八秒の位置)に設置した第

口

北緯三十三度十二分三十三秒、

東経百三十九度五

5

六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲

浮魚礁の漁場範囲は、 次の区域とする。

の点を順次結んだ線によって囲まれた区域 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、 二及びイ

イ 七分三十六秒の点 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十

口 北緯三十三度三分三十六秒、 東経百三十九度三十

八分四十八秒の点

分四十八秒の点 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十八

=

北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七

分三十六秒の点

 $(\Box)$ の点を順次結んだ線によって囲まれた区域 第二浮魚礁においては、次のイ、 ロ、ハ、 二及びイ

イ 五十四分三十九秒の点 北緯三十二度五十五分四十一秒、 東経百三十九度

五十五分五十七秒の点 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度

口

五十五分五十七秒の点 北緯三十二度五十四分三十五秒、 東経百三十九度

五十四分三十九秒の点 北緯三十二度五十四分三十五秒、 東経百三十九度

の点を順次結んだ線によって囲まれた区域 第三浮魚礁においては、 次のイ、 口、 ハ、 二及びイ

 $(\equiv)$ 

十六分五十一秒の点 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五

する。

十八分九秒の点 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五

十八分九秒の点 北緯三十三度十一分二十七秒、 東経百三十九度五

(四) 第六浮魚礁においては、 十六分五十一秒の点 次のイ、 ロ、ハ、 二及びイ

の点を順次結んだ線によって囲まれた区域 イ

五分四十三秒の点 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十

口 七分一秒の点 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十

分一秒の点 北緯三十三度十分十四秒、 東経百三十九度三十七

分四十三秒の点 北緯三十三度十分十四秒、 東経百三十九度三十五

(操業の制限

とする。 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおり

○ 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をして はならない。

支庁管内所属船舶による操業を優先とする。 令和四年二月一日から同年六月三十日までは、

操業は、 日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりと

操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業 本釣りを除く。 )に限るものとし、 それ以外の網漁 (かつお

業 はえ縄漁業等の操業方法は、 禁止とする

 $(\Box)$ 複数の船舶が操業する場合は、 円滑かつ安全に操業するよう努めなければならな 互いに連絡を取り合

操業する場合は、 浮魚礁を基点に、 船舶の旋回の方向は時計回りで行う その周囲を旋回してひき縄漁業を

(四) に限り使用することができる。 止とする。ただし、 ひき縄漁業を操業する場合は、 地元船舶は、 トップ竿の使用は禁 かつお以外の操業時

(指示の有効期間

Ŧi. 年一月三十一日までとする。 この指示の有効期間は、 令和四年二月一日から令和五

## ●東京漁調指示第二号

京

東

業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、 ることを目的とする漁業をいう。 かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣 東京海区 )について、漁業法 第百二十条第一項の規定に基づき、 (伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁 (昭和二十四年法律第二百六十七 以下「この漁業」とい 次のとおり指示す ない。

令和四年一月二十六日

る

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴

文

 $(\Box)$ 

ただし、 この漁業において、 東京海区漁業調整委員会 次に掲げる操業をしてはならない (以下「委員会」とい

> う。 の限りでない。 が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、 ح

(--)所属船舶については、 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業 総トン数十五トン以上の船舶を (東京都

 $(\Box)$ 夜間 (日没から日の出までの間をいう。 )の操業

使用する操業

二大島、利島、 承認操業 新島 (鵜渡根島及び地内島を含む。)、

式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島 (大野原島を含む。)、御蔵島(藺灘波島を含む。)、 三

須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千 のとおり、 の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、 五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上 八丈島(八丈小島を含む。)、青ケ島、ベヨネース列岩 船舶ごとに委員会の承認を受けなければなら 次

承認隻数

とし、 この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻 都県別の隻数は、 次のとおりとする。

東京都 百六十隻

千葉県 四十隻

神奈川県

八十隻

静岡県 五十二隻

その他の県

十八隻

承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとと この漁業の承認を受けた者は、操業の際、 委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければ 使用する

ならない。

 $(\Xi)$ 操業実績報告書の提出義務

年四月二十八日までに、 この漁業の承認を受けた者は、 委員会が別に定める操業実績 船舶ごとに、 令和

報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

取扱いについては、別に委員会が定めるところによる この指示に定めるもののほか、 操業の承認に関する

年二月二十八日までとする。 この指示の有効期間は、 令和四年] 二月一日から令和

(指示の有効期間

#### 公 告

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 開発行為に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

含まれる地域の名称開発区域又は工区に 住所及び氏名

八の一部及び同番十九同番十四、同番十七、同番十立川市西砂町二丁目十一番六、 地の八立川市西砂町二丁目十一 小山 雅之 番

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下

7 令和4年1月26	日(水曜日	1)	東京	都公	報				(第17504	号)
·	九 紅 羅		三 設置者名 一	一店舗名	令和四年一月二十六日 令和四年一月二十六日	労働局商工部地域産業振興課添えて、令和四年一月二十六	あっては所在地)巨意見を述べる理由」なにあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内とする者は、意見の内	その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定によりな 舗の変更について届出があったので、F	「法」という。)第六
	東京都産業労働局商工部地域産業令和三年十二月二十三日		千代田区丸の内一丁目四番五号三菱UFJ信託銀行株式会社豊富区東池袋一丁目二十八番十号	聖書で見しが一つ 目二二 八条一号 東京都知事 小 池 百合子	,	工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一一令和四年一月二十六日から四月以内に東京都産業	定記載した書面を	は、意見の内容を記載した書面に「戸氏名(団体法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
二 店舗名 一 店舗名	十一縦覧時間	十縦覧期間	縦覧場所	八届出日七変更日	の氏名又は名称 の氏名又は名称	五 変更前の小売業者四 設置者住所	三 設置者名	店舗名	十一 縦覧時間	
株式会社アトレ 出 一丁目一番二 アトレ吉祥寺	時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十	除く。  宗都条例第十号)に定める休日を京都条例第十号)に定める休日を月二十六日まで。ただし、東京都月二十六日まで。ただし、東京都	一号) 一号) 一号)	令和三年十二月二十四日令和三年七月三十一日ほか	ジジ	ビオセボン・ジャポン株式会社ほ渋谷区代々木二丁目二番二号	東日本旅客鉄道株式会社港区海岸一丁目十番三十号ほか	WATERS takeshiba(ウォーターズ竹芝)	時までを除く。	除く。
	二 店舗名 出版 一 店舗名	十四縦覧時間	十三縦覧期間	十二縦覧場所		の代表者名 変更後の小売業者	の代表者名 の代表者名	業者の氏名又は名と 変更を行った小売	五 変更後の小売業者 の氏名又は名称 の氏名又は名称	四 設置者住所
東日本旅客鉄道株式会社 株式会社ドンクほか二十九名 株式会社ドンクほか二十九名	千代田区外神田一丁目十七番六号アトレ秋葉原	時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一年前九時三十分から午後四時三十除く。	京都条例第十号)に定める休日をの休日に関する条例(平成元年東月二十六日まで。ただし、東京都令和四年一月二十六日から同年五	一号) 長興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年十二月二十四日令和三年八月二十日ほか	ンズ)ほか 中村 近史(株式会社ベストライ	ンズ)ほか 矢野 由香(株式会社ベストライ	名 株式会社ベストラインズほか十一	十五名 株式会社ベストラインズほか百五 十八名	渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

_	(第17504号)	東京	都	公	報			令和	4年1月	26日(	水曜日)	8
		十四			士	<u>+</u> =	+	十	九	八	七	
		縦覧時間			縦覧期間	縦覧場所	届出日	変更日	の代表者名変更後の小売業者	の代表者名変更前の小売業者	称業者の氏名又は名変更を行った小売	の氏名又は名称
		時までを除く。 時までを除く。 にだし、正午から午後一時までを除く。	除く。	の休日に関する条例(平成元年東月二十六日まで。ただし、東京都	令和四年一月二十六日から同年五	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年十二月二十四日	令和三年十二月十日ほか	店) ほか 株式会社三省堂書	店) ほか 株式会社三省堂書	株式会社三省堂書店ほか三名	
電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   郵163   定   (郵送料を含む。) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   概2   一箇月 六、六○○円   東   都   号10   価   本号 三○円   下		<b>→</b> T	*	果 都	D. H.	<b>金子</b>			香	香		
○)   印   電話 ○三(三八一二)五二○一(代)   郵11   <b>・</b>												